

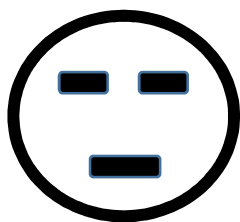
STOP!
滞納

介護保険料の 催告書について

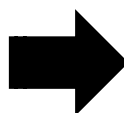
介護保険料は、介護サービスに必要な費用をまかなう重要な財源です。納付が遅れると介護保険制度の健全な運営に支障をきたします。65歳以上になると医療保険とは別で納付義務が発生します。

保険料を納付している人との公平を図るため、特別な理由もなく介護保険料を滞納していると、延滞金が発生し、さらに差押などの滞納処分を行う場合があります。また、督促状を送付してから2年以上経過すると、時効により納めることができなくなります。さまざまな事情があって、保険料の納付が困難な場合は、まずご相談ください。

要注意



- ・直近の介護保険料で滞納がある方
- ・督促状で支払いを続けている方
- ・所得変更等により納付書での納付がある方

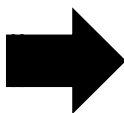


- ★期限内に納めるようにしましょう。
- ★口座振替を利用しましょう。

要相談



- ・複数年度にかけて滞納がある方
- ・滞納額の一括納付が困難な方
- ・生活や健康状態の悪化により収入状況が悪化した方

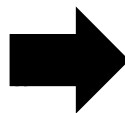


- ★口座振替を利用しましょう。
- ★納付の相談をしましょう。
- ★減免制度により保険料が減額できる場合があります。

警告



- ・収入があるにも関わらず、支払いがない方



- ★滞納処分になる前に期限内に納めるようにしましょう。
- ★口座振替を利用しましょう。

※ 滞納が続くと介護サービス利用時の給付制限がかかる場合がありますので注意してください。(自己負担割合の引き上げなど)



STOP!滞納!

【問合先】

東大阪市福祉部介護保険料課(9階)
〒577-8521
東大阪市荒本北1丁目1番1号
電話:06-4309-3188